

建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準

令和8年1月5日

第1 運用方針

建築基準法（昭和25年 法律第201号）第43条第2項第1号の規定に関し、次の基準の一に該当するものは、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして、認定審査を行うものとする。

なお、「道」とは、一般の通行の用に供されている道路状空地のことをいう。

第2 基準

基準1 建築基準法施行規則（昭和25年 建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の3第1項第1号に該当し、かつ、敷地と道路との間に、次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合で、避難及び通行上支障がない道路に、有効に接続する幅員4m以上の通路に2m以上接する敷地

- 一 管理者の占用許可、承諾または同意が得られた水路
- 二 地方公共団体が管理する認定外道路等
- 三 都市計画事業等により、道路に供するために事業者が取得した土地で、当該土地の管理者の使用承諾等が得られているもの

基準2 規則第10条の3第1項第1号に該当し、両端が道路に有効に接続している現況幅員及び官地幅員4m以上の地方公共団体が管理する認定外道路等に2m以上接する敷地

基準3 規則第10条の3第1項第2号に該当するもので、次の各号に該当する幅員4m以上の道に2m以上接する敷地

- 一 東京都建築安全条例（昭和25年 東京都条例第89号）第82条に適合するもの
- 二 道路位置指定の手引き（令和7年11月）に適合するもの

第3 その他

本認定基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、令和8年1月5日より施行する。